

これからの家畜衛生関連獣医師に求められること

平井清司[†] (日本獣医師会理事・全国家畜衛生職員会会長)



我が国の家畜衛生の歴史を簡単に振り返ってみると、戦後の昭和26年に現行の家畜伝染病予防法が施行された際、その究極の目的は畜産経営と国民食生活の安定であった。安全や安心でなく、安定であったことが当時の食糧事情を端的に表している。

その後、畜産の著しい発展に伴う家畜家禽頭羽数の増加並びに家畜疾病の多様化がみられ、牛結核、豚コレラ、ニューカッスル病等の家畜伝染病との闘いと平行して乳房炎や慢性疾病のコントロールによる畜産経営の安定化への取組がなされた。様々な対策の結果、従来の家畜伝染病の発生は落ち着いてきたが、国際化の中、ヨーネ病やオーエスキー病等の新興伝染病が侵入し、近年は特に、海外悪性伝染病（口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）等）の発生が大きな社会問題となった。

また、腸管出血性大腸菌 O-157 や牛伝達性海綿状脳症（BSE）問題以降は、畜産物の安全への国民の関心がこれまで以上に高まり、「安全・安心」がキーワードとなっている。

これらの歴史の中で、家畜保健衛生所を中心とする家畜衛生関連獣医師には、様々な能力が求められた。第一に、家畜伝染病に関する知識、診断技術、的確な防疫業務をコントロールする能力等である。家畜衛生業務の根幹であり、日々精進してきた分野である。今後は、より効率的な疾病対策に資するため疫学に関する知識の高度化も必要と考える。

加えて、繁殖管理、慢性疾病対策、経営管理、環境対策に関する知識等、畜産に関する総合的な指導能力が必要とされた。時代により、また畜産経営環境の変化により、求められるものは多様化してきておりそのすべてに対応することは困難であるが、畜産に関係する機関・団体と協力しながら取り組んできた。近年は農場管理指導を中心業務とする獣医師が増加し高い評価を得ていることから、それぞれ得意分野を生かして連携していくことも重要と考える。

今後、人や物の動きはますます国際化し、病原体の我が国への侵入リスクは増大していく。貿易の更なる自由化による畜産経営の変化も予想される。また、食の安全確保のためには、家畜衛生分野と公衆衛生分野の協働をこれまで以上に進めていく必要がある。これらの課題に対応するためには、家畜衛生関連獣医師に求められる能力も高度化、多様化していかなくてはならない。

一つは、危機管理能力である。我が国はここ20年弱の間に口蹄疫、HPAI等の侵入にみまわれた。その防圧には、疾病に関する知識だけではなく、人員や物資の管理や広報・情報提供をはじめ、総合的な危機管理能力が必要であった。苦い経験の中で、貴重な知識の集積もなされてきたところである。しかし、過去にHPAI等が発生した県においても、一般行政や関係機関において人事異動等により記憶の風化が進んでいるのが現状である。家畜衛生に係わる獣医師は、今後とも知識等の集積とともに演習等に取り組むことにより自己研鑽に努め、一人一人が万が一の際にリーダーとして機能できようにならなければならない。

また、リスクコミュニケーション能力の向上も求められる。BSEや口蹄疫、HPAIの発生、牛肉の放射性物質問題等の経験を通じ、消費者への情報発信の難しさを痛感してきた。科学技術者として正しいと考える情報を発信するだけではだめで、マスメディアとの対応も含めリスクコミュニケーションのスキルを養成することが必要である。「安全の情報」は出せるが、「安心の情報」を伝えることは難しい。一朝一夕にできることではないし、確実な方法論が存在するわけでもないが、日頃から「食の安全」やリスクに関心を持ち、考えを深めていくことが重要である。

食の安全の確保のためには、農場から食卓までの一貫した衛生管理が求められている。

近年、地方では家畜衛生分野と公衆衛生分野の人事交流を積極的に行う事例が見られるが、国民の要望に応える時宜を得たものと思われる。関係者は、この流れを押し進めるとともに、これを最大限に生かして両分野に精通した獣医師の育成に努め、獣医師が食の安全に関する

[†] 連絡責任者：平井清司（栃木県中央家畜保健衛生所）

〒321-0905 宇都宮市平出工業団地6-8

☎028-689-1200 FAX 028-689-1279

E-mail : hirais01@pref.tochigi.lg.jp

専門家集団として広く活躍できるよう努力すべきと考える。

家畜衛生関連獣医師に求められる活動の分野は、今後とも時代とともに変化していくこととなる。その中で求められる能力は前述のとおりだが、最後に現在の重要な課題を一つ指摘したい。それは、先の口蹄疫やHPAIの発生を教訓とした、防疫体制の強化・確立である。中でも、農家が改正家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」を遵守することは、大規模な防疫措置が必要な家畜伝染病の発生の際、周辺住民等の理解を得るには必須の事項である。日頃から適切な衛生管理に、畜産農家との共通理解のもと取り組めるよう、根気強い指導が必要である。幸い、専門化し、成熟してきた我が国の畜産

経営者の協力を得やすい環境が整ってきている。これは、衛生管理が健全な経営の基本であることへの理解は当然として、口蹄疫やHPAIの国内発生を間接的にも経験し、自己の経営努力だけでは対応できない状況を目の当たりにして、行政からの情報や支援の必要性が理解されたこと、オーエスキー病や豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS）等の対応は、個々の経営努力だけでは難しく、地域的な取組が必要であり、その際、調整役として行政が果たす役割の大きさに気づいたことなどによる。これら、プロ農家あるいは企業畜産農家に対応するためには、これまで述べてきた様々なスキルを身につけた獣医師が必要であり、獣医学教育の充実を含め、関係者の努力が望まれる。